

参考例

損害賠償算定原表

氏名: 〇〇 〇〇		昭和 〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)				
事故日:平成〇〇年〇月〇〇日 午後8時9分頃 事故態様:車両相互・加害者車両による追突						
症状固定日:平成〇〇年〇月〇〇日 総治療期間:288日 実通院日数:62日間 自賠法施行令14級9号(神経症状)						
区 分		被害者側の主張	加害者側の主張	差額	争点	
傷 害 分	1	治療費	871,045	871,045	0	○
	2	付添費 (単価×要付添費)	@ × 日	@ × 日		
	3	入院雑費 (単価×入院日数)	@ × 日	@ × 日		
	4	通院交通費	9,864 @ 1km当たり15円	8,100 @ 1km当たり15円	1,764	△
	5	休業損害 (収入×休業日数)	578,212 @ 18562×31	379,225 @	198,987	×
	6	慰謝料 (入院 0日・通院実 62日)	1,206,000 総治療期間288日分	894,600	311,400	×
	7	その他(雑費代)				
	8	損害賠償請求関係費			0	○
9 傷害分計(1~8)		2,665,121	2,152,970	313,164		
後 遺 障 害 分	10	逸失利益 固定日 2013/00/00 固定年令 00歳 14級9号(神経症状)	1,082,375 基礎収入 5,000,000 喪失率 5% 5年 ライプ係数 4.3295	430,000	652,375	×
	11	慰謝料	1,100,000	320,000	780,000	×
	12	その他				
13 後遺障害分計(10~13)		2,182,375	750,000	1,432,375		
14	物損					
15 総計(1~14)		4,847,496	2,902,970	1,944,526		
16	過失相殺(%)	0%	10%		×	
	(好意同乗・素因減額)	0	290,297			
17 賠償額 {総計(15)×(100-過失(16))}		4,847,496	2,612,673	2,234,823		
18	既払	1,252,970	1,252,970	0	○	
19	自賠責保険金受取額	750,000	750,000	0	○	
20 差引き額 (賠償額17-既払18・19)		2,844,526	609,703	2,234,823		
(単位:円)						
摘要	被害者の算定基準は、民事交通事故訴訟損害賠償算定基準(通称赤い本)による					

*争点について、合意項目に○ ・ 重要争点は× ・ 非重要争点は△をつける

損害賠償積算額算定原表

氏名: 〇〇 〇〇		別紙「解決までのフロー」の相手方任意損保の②倍賞額提示及び④再提示書が、この表の「加害者の主張」になります。					
事故日:平成〇〇年〇月〇〇日 午後8時9分頃							
症状固定日:平成〇〇年〇月〇〇日総治療期間:488日							
区 分		被害者側の主張	加害者側の主張	差額	争点		
傷 害 分	1	治療費	871,045	871,045	0	○	
	2	付添費 (単価×要付添費)	@ × 日	@ × 日			
	3	入院雑費 (単価×入院日数)	@ × 日	@ × 日			
	4	通院	傷害分は、休業損害と通院慰謝料が算定基準の違いより争点になります。			764	△
	5	休業損害 (収入×休業日数)	@ 18562×31	@	198,987	×	
	6	通院慰謝料 (入院 0日・通院実 162日)	1,206,000 総治療期間488日分	894,600	311,400	×	
	7	その他(雑費代)					
	8	損害賠償請求関係費			0	○	
9		傷害分計(1~8)	2,665,121	2,152,970	313,164		
後 遺 障 害 分	10	逸失利益 固定日 2013/6/9 固定年令 4 14級9号(神経)	1,082,375 基礎収入 5,000,000	430,000	652,375	×	
	11	慰謝料	本件の争点は、後遺障害分の逸失利益と慰謝料です。 逸失利益は、労働能力喪失期間が3/4/5年のいずれか、慰謝料は、110~90万円の間にて、和解・あっ旋が行われます。つまり、8と10と11が対象になり				
	12	その他					
13		後遺障害分計(10~13)	2,182,375	750,000	1,432,375		
14	物損						
15		総計(1~14)	4,847,496	2,902,970	1,944,526		
16	過失相殺(%)	0%	10%		×		
	(好意同乗・素因減額)	0	290,297				
17	賠償額 {総計(15)×(100-過失(16))}	通常は、過失相殺は、賠償総額より減額する割合になりますので、お互いの主張の違いにより争点になります。仮りに既に物損分が0:100で示談成立					
18	既払						
19	自賠償保険金受取額	750,000	750,000	0	○		
20		差引き額 (賠償額17-既払18・19)	2,844,526	609,703	2,234,823		
摘要		被害者の算定基準は、民事交通事事故訴訟損害賠償算定基準(通称赤い本)による (単位:円)					

*争点について、合意項目に○・重要争点は×・非重要争点は△をつける